

平戸市立根獅子小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月策定

本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」により、国が策定した「いじめの防止のための基本的な方針」及び「長崎県いじめ防止基本方針」「平戸市いじめ防止基本方針」に基づき、根獅子小学校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が組織体として迅速に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童も起こしうることを前提として、いじめをしないように未然防止に重点を置く。

2 いじめ防止のための校内組織の設置

校長、教頭、該当担任、生活指導主任、養護教諭からなる「いじめ対策委員会」を設置し、事案に対する基本方針を立てる。しかし、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員で全ての事案に対応する。なお、外部委員として学校評議員を加える。

3 教師の指導力向上に向けた取組

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくりの実践資料集」「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用した研修を実施し、教師間の共通理解を図る。

4 いじめの防止，早期発見，対応措置等に関する取組【別表】

5 保護者への連絡と支援助言

いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対処

(1) 教育委員会や関係機関等との連携

- ① いじめにより児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には，その事実を速やかに平戸市教育委員会に報告し，その後の調査の仕方などの対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大な事態が発生したという申し出があった場合にも同様に対処する。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認識した場合には警察署と連携して対処する。また，児童の生命，身体又は財産に重大な損害が生ずる恐れがある場合には，直ちに警察署に通報し，援助を求める。

(2) 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合には，学校教育法第11条，学校教育法施行規則第26条の規定に基づき，いじめを行った児童に対して懲戒を与えることがある。尚，その際には児童が自らの行為を反省し，健全な人間関係を育むことができるよう教育的に配慮する。

【別表】いじめの防止，早期発見，対応措置に対する取組

I 学校としての取組

		児童へ直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容
防 止		<ul style="list-style-type: none"> ○人権意識と生命尊重の態度の育成 ○道徳的実践力を培う道徳教育の充実 「根獅っ子の心を見つめる教育週間」 ○賞賛による自己肯定感の育成 ○規範意識等の正しい判断力の育成 ○奉仕体験活動への積極的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○丁寧な言葉遣いと家族のふれあい ○携帯電話，インターネット等の約束づくり ○読み聞かせ，立哨指導 ○機に応じた賞賛と叱責 ○地域行事への積極的な参加
早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども支援会議を活用した情報交換 ○ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持った対応 ○アンケート調査や個人面談による情報収集 ○訴えに対する即時対応と原因確認 ○1日1回の全児童への声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な会話 ○服装の汚れやけがの有無 ○気づきの学校への早めの連絡
早期対応	いじめ いじめ 側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握，心のケア ○校内や校外（登下校時）の教師による見回りなどの被害を継続させない体制づくり ○いじめの原因や背景調査による解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの話を相づちを打ちながら聞くことによる事実や心情の把握 ○学校の方針への理解と協力 ○学校を介した相手保護者との話し合い
	いじめ た側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実に基づいた指導 ○「いじめは許さない」という毅然とした指導 ○いじめられた子どもの苦しみや痛み思いを寄せる指導 ○いじめの原因や背景調査による解決 ○関係機関（警察，児童相談所，カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守るための対応をすることへの同意 ○子どもの言い分と事実の確認 ○学校を介した相手保護者との話し合い ○被害児童・保護者への謝罪等の対応
	いじめを教師に 知らせた児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ行為の聞き取り ○行為への賞賛 ○校内や校外（登下校時）の教師による見回りなどの被害に遭わせない体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の行為を賞賛 ○気づきの学校への早めの連絡
	直接関係が無い 児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの兆候を感じたら学校へ連絡

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話，インターネット使用のルールや規則正しい生活リズムの確立 ○心を豊かにする家庭読書，手伝い等の体験活動の推進 ○食事をともにするなど一家団欒の時間の確保 ○「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の連絡先の掲示
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○鬼火焚きや廃品回収等への積極的な参加・協力 ○子どもたちへの挨拶や声かけ ○気になる事案の保護者や学校への連絡